

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための 基本的な指針

平成20年2月21日付け農林水産省告示第254号
一部改正 平成24年6月29日付け農林水産省告示第1618号
(平成24年6月30日施行)

目次

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明
- 3 実施体制の整備
- 4 鳥獣の捕獲等
- 5 侵入防止柵の設置等による被害防止
- 6 捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等
- 7 国、地方公共団体等の連携及び協力
- 8 研究開発及び普及
- 9 人材育成
- 10 特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更
- 11 生息環境の整備及び保全

二 被害防止計画に関する事項

- 1 効果的な被害防止計画の作成推進
- 2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性
- 3 被害防止計画に定める事項
- 4 被害防止計画の実施状況の報告

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

- 1 国民の理解と関心の増進
- 2 鳥獣の特性を考慮した適切な施策の推進
- 3 農林漁業の振興及び農山漁村の活性化
- 4 狩猟免許、猟銃所持許可等に係る手続における負担の軽減
- 5 東日本大震災等への対応
- 6 基本指針の見直し

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。

一方、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、今般、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号。以下「改正法」という。）が制定され、鳥獣被害防止特措法の一部が改正されたところである。

(1) 被害の状況

① 農作物被害

農林水産業に多くの被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数は、15年前と比較してイノシシは約8倍、ニホンジカは約8倍、ニホンザルは約2倍に増加している（平成21年度）にもかかわらず、各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は200億円を上回り、平成22年度の被害総額は約239億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害金額が、獣類被害の約9割を占めている。

② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約6,200ha（平成22年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による幼齢木の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は5,000～8,000ha程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、クマ、カモシカの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約6割を占めている。

③ 水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、被害金額は北海道だけで毎年10億円以上とな

っている。また、近年、カワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種の被害等が拡大している。

④ 住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は年間約150人（平成22年度）となっており、平成18年度と並び過去30年間で最多となっている。また、鳥獣の道路への出没等に起因する交通事故も発生している。

(2) 被害防止対策の基本的な考え方

① 基本的な考え方

これまで、都道府県の区域内においてその数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の^{あつれき}軋轢の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく管理対策が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、これまでの取組に加え、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第4条の2第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化及び鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意する。

② 市町村の役割

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を適確に把握することができることから、地域の農林漁業者、関係機関等と連携を図りつつ、被害防止計画の作成、協議会の組織化、鳥獣被害対策実施隊の設置その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

③ 都道府県の役割

都道府県は、鳥獣保護事業計画（鳥獣保護法第4条第1項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。）の作成その他の鳥獣保護法に基づく鳥獣の保護管理の施策を実施するとともに、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止対策の実施の状況等を把握することができることから、特定鳥獣保護管理計画の作成、変更及び実施、被害防止技術の開発、実証及び普及、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成、広域での被害防止対策の実施に向けた関係機関等との調整及び協力体制の構築その他の当該都道府県における被害防止対策の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 国、都道府県及び市町村の関係

市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。

一方、市町村において、被害防止計画に基づく被害防止対策が適切に実施されているにもかかわらず、当該市町村の存する都道府県において特定鳥獣保護管理計画が作成されておらず対象鳥獣の生息状況等の科学的な知見が十分でない、又は周辺市町村における対象鳥獣の捕獲等その他被害防止対策が不十分であること等により、当該市町村における被害の減少が十分に図られないことも想定される。こうした場合、市町村長は、都道府県知事に対し、被害防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。要請を受けた都道府県知事は、必要な調査を実施した上で、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画の作成、変更又はその実施、複数市町村による広域的な被害防止対策の実施に向けた連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明

(1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

また、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息状

況の適確な把握に加え、科学的な知見や取組事例に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数や生息密度等の目標水準を設定することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ、適正な個体数についての調査研究を推進する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数と同様に、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要である。このため、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して、従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。

なお、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとする。

(3) 調査結果の活用

国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。

(4) 被害原因の究明

被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要である。このため、国及び都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進する。

3 実施体制の整備

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、協議会の組織化を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進する。

(1) 協議会

これまで、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むため、各地域において被害防止対策協議会が組織されていたが、改正法により、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むために必要な協議や連絡調整を行うため、市町村が単独で又は共同して組織することができる協議会として、鳥獣被害防止特措法に新たに規定されたところである。

協議会は、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関

その他の市町村が必要と認める者をもって構成するものとする。

協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止対策の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(2) 鳥獣被害対策実施隊

① 基本的な考え方

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、協議会を組織することに加え、鳥獣被害対策実施隊員により、市町村における被害防止対策が持続的に行われることが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。

② 取組内容

鳥獣被害対策実施隊は、対象鳥獣の捕獲等、追払い活動、侵入防止柵の設置等の被害防止計画に基づく被害防止対策に従事するものとする。また、市町村は、市町村ごとの取組内容について、当該市町村の被害防止計画を踏まえつつ、地域の実情に応じ、柔軟に定めることができるものとする。

このほか、鳥獣被害対策実施隊員は、鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要があるものに従事するものとする。

③ 鳥獣被害対策実施隊員の人選

鳥獣被害対策実施隊員の人選に当たっては、市町村は、必要に応じて猟友会、農林漁業団体その他の関係機関等と事前の調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう配慮するものとする。

また、都道府県は、市町村による鳥獣被害対策実施隊員の人選が円滑に行われるよう、市町村、猟友会等関係機関に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 鳥獣被害対策実施隊員の身分等

鳥獣被害対策実施隊員のうち鳥獣被害防止特措法第9条第3項第2号に掲げる市町村長が任命する者については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の関係法令の規定に基づき、非常勤の公務員として、被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるとともに、当該活動において発生した災害に対する補償が行われることとなる。

非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるものとする。

⑤ 鳥獣被害対策実施隊員の指名及び任命に関する留意事項

市町村長は、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊の隊員として指名又は任命することとする。

このうち、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる隊員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）については、特段の事由により参加できない場合を除き市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる技能を有するものの中から、市町村長が指名又は任命することとし、当該市町村長は対象鳥獣捕獲員に対し、その旨を証する書面を

交付するものとする。

なお、市町村長は、対象鳥獣捕獲員の狩猟免許が取り消された場合、正当な理由なく市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められる場合等は、速やかに当該対象鳥獣捕獲員を解任するものとする。

⑥ 市町村の区域以外の区域に居住する者の取扱い

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊の組織化を進める上で、当該市町村に居住する者のみでは十分な体制が確保されないと認められる場合には、猟友会等関係機関等と連携して、当該市町村の区域以外の区域に居住する者について、鳥獣被害対策実施隊員として任命することにより、必要な体制整備に取り組むものとする。

4 鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、平成23年9月に鳥獣保護法第3条第1項の規定に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成19年環境省告示第3号）が改正され、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合において、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められることとなったとともに、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等を行うことができることとされたところである。

これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

(2) 各地域の猟友会の連携強化

市町村や農林漁業団体の職員等を捕獲等の担い手として育成・確保する一方、猟友会については、鳥獣被害対策実施隊員の一員として、各地域における捕獲等を担う役割が期待される。しかしながら、地域によっては、猟友会の会員が減少しているにもかかわらず、他の地域の猟友会との連携が不十分と認められる場合がある。

このため、国及び地方公共団体は、各地域の猟友会の連携を強化し、各地域の猟友会が連携した捕獲体制の構築を推進する。

(3) 住民の生命、身体等に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

改正法により、鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急に行う必要のある鳥獣の捕獲等に従事するものとされたことを踏まえ、市町村は、緊急時の対応に際しては、都道府県、警察その他関係機関と密接に連携し、事態に適切に対処するものとする。

なお、クマ等が住宅街等に現れ、住民の生命、身体等に現実かつ具体的に危険が生じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定に基づき、警察官が狩猟者に対し駆除を命ずることもある。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。

また、花火を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づき、例えば消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。

(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

6 捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

また、被害防止対策を持続的に実施する観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、食肉処理に際して、衛生管理の徹底等により安全性を確保しつつ、品質や加工歩留まりの向上、販路の確保等の経営の視点を取り入れながら、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげる取組を推進する。この際、捕獲等をした鳥獣を活用する取組を持続的に実施することが可能となるよう、捕獲活動と加工・販売を一体的かつ安定的に実施する体制の構築を推進する。

さらに、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の処理及び加工に必要な施設の整備、食品として利用するための衛生的な処理技術等の普及、商品の開発及び販売経路の確立、消費の拡大等への支援等の措置を講ずる。

7 国、地方公共団体等の連携及び協力

(1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。

なお、国においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、平成4年から、農林水産省、環境省、文化庁及び警察庁による関係省庁連絡会議を設置するとともに、平成20年8月には、総務省、経済産業省及び防衛省を構成員に追加しているところであるが、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施する観点から、当該連絡会議の充実強化を推進する。

(2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地

方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

(3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

(4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

8 研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術並びに生息数推計手法等の研究開発を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成や普及指導員の活用等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。

9 人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成、捕獲等の担い手の育成及び技能向上その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員を始め、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。

10 特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を効果的に行うためには、鳥獣の生態や生息状況等の科学的な知見に基づいて、計画的に被害防止対策を進めていく

ことが必要である。この場合、特定鳥獣保護管理計画制度を有効に活用することが重要であり、都道府県においては、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画の作成や変更に努めるものとする。

11 生息環境の整備及び保全

被害防止対策を実施するに当たっては、人と鳥獣のすみ分けを進めるほか、鳥獣の生息環境の整備及び保全を進めることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣との共存に配慮し、地域の特性に応じ、間伐や広葉樹林の育成等による多様で健全な森林の整備・保全、鳥獣保護区の適切な管理その他の鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進める。

二 被害防止計画に関する事項

市町村は、協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲等、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施が図られるよう、対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護事業計画（特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画）との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護管理対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲等、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載する。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

(3) 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は3年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲等の担い手の確保、農林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載する。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項（鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。）を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。

都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第4条第5項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道

府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

(5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。

(6) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に対し、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。

(7) 被害防止施策の実施体制に関する事項

① 協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会を設置している場合は、その名称及び被害防止対策において、当該協議会の各構成機関が果たすべき役割について記載する。

② 関係機関に関する事項

協議会の構成機関以外に、研究機関やNPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合は、それらの関係機関が果たすべき役割について記載する。

③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事項を記載する。

④ 自衛隊への協力要請に関する事項

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合（例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合）には、自衛隊に協力を求める内容について記載する。

ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

(8) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記

載する。

この場合、捕獲等をした鳥獣の肉としての利活用等を推進する場合は、安全性確保の取組等についても記載する。

(9) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記載する。

4 被害防止計画の実施状況の報告

被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、特定鳥獣保護管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害防止特措法第4条第10項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

1 国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やNPO等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲等による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

2 鳥獣の特性を考慮した適切な施策の推進

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が著しく減少している鳥獣が存在する。

このため、国及び地方公共団体は、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意するとともに、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣等については、当該鳥獣の特性を考慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進することにより、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

3 農林漁業の振興及び農山漁村の活性化

国及び地方公共団体は、被害防止施策の推進と相まって、農林漁業及び関連する産業の振興等を行うことにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことが

できる活力ある農山漁村地域の実現を図る。

4 狩猟免許、猟銃所持許可等に係る手続における負担の軽減

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許、猟銃の所持許可等に係る手続における負担の軽減を図るための取組を推進する。

5 東日本大震災等への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大するおそれがある。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基本的な事項に従い、平成24年6月における基本指針の一部改正時点での諸情勢に対応して、今後5年程度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。